労働条件は安全を支える基盤
大幅賃上げと労働環境を改善し安心・安全な職場を

フェニックス
PHOENIX

＜発行者＞
航空安全推進連絡会議 03-3742-9359
日本乗員組合連絡会議 03-5705-2770
航空労組連絡会 03-3742-3251
http://www.kohkuren.org/

航空労働者の大幅賃上げ・職場改善を

人員・資格者不足の解消
時間短縮や多様な働き方の実現

2026春闘

2026春闘が始まりました。物価高対策や人材確保への対応を背景に、継続的な賃上げを求める報道が相次いでいます。航空では、国際線を中心に旅客需要が堅調に推移し、2025年の訪日外国人旅行者数が4200万人を超えました。一方、2026年については、JTBが「中国からの訪日客が減る影響で前年を下回る」と予測しています。ただし、こうした見通しがある中でも、2026年も国際線を中心に旅客需要は堅調に推移すると見込まれています。

その一方で、人材不足は一向に改善されておらず、職場の安全への影響が現実のものとなっています。人材確保や定着に向けた賃上げはもとより、抜本的な賃金改善や働き方の見直しが待ったなしの課題となっています。

国内・国際線ともに堅調に推移する羽田空港

経営トップらが集まる新年祝賀会では、2026年の春季労使交渉（春闘）に向け、5%を超える賃上げを表明する経営者が相次ぎました。円安による物価上昇や、日中関係など国際情勢のリスクへの懸念も指摘される一方で、経団連の筒井義信会長は記者会見で、「2026年はデフレからの真の脱却に向かう年だ。ベースアップを賃金交渉のスタンダードに位置づける」と強調しました。

また、高市首相の掲げる「責任ある積極財政」により、政府支出の拡大が期待され、株価を押し上げる要因となっていますが、その一方で、資産を持つ層と持たざる層との格差拡大も指摘されています。日銀が政策金利を0・75%に引き上げ、欧米との金利差が縮小したにもかかわらず、円安傾向は止まらず、1ドル159円から160円を超えるとの見通しも出ています。

企業の内部留保637兆円

実質賃金11カ月連続マイナス

しかし、物価高を背景に実質賃金は11カ月連続でマイナスが続いています。厚労省が発表している「毎月勤労統計調査」によると、昨年11月の実質賃金は、名目賃金が0・5%増の31万202円だったものの、消費者物価が3・3%上昇した結果、実質で2・8%減となり、昨年1月以来11カ月連続のマイナスとなりました。

帝国データバンクによると、2026年の値上げ品目数は2025年より減少するものの、約1万5000品目が値上げされ、そのうち1月から4月までで3593品目に上ると予想されています。さらに、2025年1月から12月までの倒産件数は1万2614件となり、4年連続で前年を上回り、2013年以来12年ぶりに年間1万件超となりました。人手不足倒産や物価高倒産が過去最多を更新しました。

報道によれば、米国の関税政策を背景に企業業績の減益予想が指摘されていましたが、ここにきて主要上場企業が2026年3月期も増益基調を維持する可能性が高まっています。日本証券業協会の集計では、東京証券取引所プライム市場上場企業のうち、2026年3月期の業績見通しを発表した約1000社のうち、30%が業績予想を上方修正しています。

企業の内部留保も積み増しされており、2024年度末時点で637兆円を超え、13年連続で過去最高を更新しました。前年度と比べ6・1%増加しました。

こうした中で始まった春闘について、労働組合の中央組織・連合は賃上げ目標を定昇込み5%以上、中小企業については6%（18000円）以上を目標としています。全労連などの国民春闘では、33000円以上、時間額250円増を目指します。すでに大手企業の経営者からは、5%以上の賃上げを表明する動きも見られ、人材確保のために継続的な賃上げの必要性は、政労使の共通認識になっています。一方で、こうした流れを中小企業も含め広げていくことが大きな課題でもあります。

航空分野に目を向けると、2025年の訪日外国人旅行者数は4200万人を超えました。2026年は円安を背景にさらなる増加が期待される一方、高市首相の台湾有事をめぐる発言を受け、中国政府が自国民に日本への渡航自粛を求めたことから、国際旅客の需要が鈍化するとの予測がされています。

好調な旅客需要、好業績予想

国内航空各社の年末年始輸送実績（12月27日～1月4日）では、航空大手2社の旅客数は、ANAは国内・国際ともに前年を上回った一方、JALは国内線で前年を下回りました。旅客実績には若干の違いはあるものの、1月末から2月初めに発表される第3四半期決算は、第2四半期決算に続き両社ともに好業績が見込まれています。

海外の航空会社も好調で、米大手3社の2025年決算も好業績が予想されています。デルタ航空は利益が前年より20%増、ユナイテッド航空は純利益が過去最高になると見込まれています。

2面につづく

■主な記事から■

▶「シリーズ・40年ぶりの労基法改正」。強行法規性を弱体化へ適用除外……2面
▶2026春闘―日本路線の増便、安全・安心の職場……2面
▶航空連第45回航空政策セミナー案内……2面
▶＜続報＞SKY、団交出席は自己都合の業務外……3面
▶宇宙放射線ガイドライン改訂、日乗連・航空連が連名で意見を提出……3面
▶安全会議だより：モバイルバッテリー、手荷物預け2万件超、周知不十分……4面

労働相談は航空連に
03-3742-3251
e-mail/honbu@kohkuren.org

誘導路

この冬の予報では、暖冬傾向にあるものの、寒暖差が大きく、寒い時期が長続きしないとされています。これも温暖化の影響なのでしょうか●過日、テレビ番組で「2026年の天気・野菜・コメの大予測」が紹介されていました。それによると、季節の二季化傾向は続き、2月は寒気がやや緩む見通しだといいます。春は早めに気温が上昇し、夏は高温多雨、秋は厳しい残暑に加え、台風などで雨が多くなるとの予測でした●野菜の価格は低めに推移し、主食のコメの価格も安くなる見通しとされ、少し安堵していますが、予測通りなるかは分かりません●一方で、株高・円安・金利高といった経済動向も気になります。株高は持つ人とそうでない人の格差拡大につながります。円安は輸入物価を押し上げ、金利高はマイホーム購入に影響を及ぼします●厚労省が公表している毎月勤労統計調査によれば、賃金は伸びているものの物価上昇に追い付かず、実質賃金は11カ月連続でマイナスが続いています。食料品や光熱費、教育費に加え、住宅ローンや家賃など、毎月の支出は増える一方です●持続可能な暮らしを実現するには、継続的な賃上げが待ったなしです。その第一歩として、大幅な賃上げ要求が求められます。

弱める労働者保護規制

シリーズ
40年ぶりの労基法改正

多くの労働者が通勤する羽田空港新整備場

「働き方改革」起点に本格化
強行法規性の弱体化へ適用除外拡大

労働者保護の基本法である労働基準法（労基法）を見直そうとする動きが強まっています。2026年の通常国会への法案提出は見送られましたが、衆議院選挙の結果次第では再提出される可能性もあります。本稿では、労基法の「そもそも論」を踏まえつつ、何が、どう改正されようとしているのかをシリーズで解説します。

労基法は、労働者の「人間らしい生活」を保障するため、労働時間、賃金、休憩・休日、有給休暇、解雇など、労働条件に関する最低基準を定めた日本の基本法です。使用者（企業）が一方的に労働条件を切り下げることを防ぐため、最低限守るべきルールを明示し、違反した場合には罰則も設けられています。

労基法第1条には、「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としたうえで、「この法律で定める労働条件の基準は最低のものであり、これを理由として労働条件を低下させてはならず、向上を図るよう努めなければならない」と明記されています。

これは、労働者が使用者に対して弱い立場に置かれていることを前提に、不当な搾取から守るための規定です。労基法で定められた基準は最低ラインであり、これを下回る労働条件は無効となります。また、たとえ労使間で「合意」があったとしても、基準に満たない部分は認められません。いわゆる強行法規としての性格を持つ点が、労基法の根幹です。こうした規定は、賃金、労働時間、年次有給休暇、解雇、就業規則など、幅広い項目に及んでいます。

近年、テレワークや副業・兼業、フリーランスなど働き方の多様化が進む中で、現行法との間に生じたギャップを解消し、労働者保護と柔軟な働き方の両立を図るとして、労基法を約40年ぶりに大規模改正しようとする動きが進められてきました。施行時期は2027年以降が想定されています。

その流れは、2017年の「働き方改革」を起点に、政府内での議論が本格化しました。厚生労働省は、2023年10月に「新しい時代の働き方に関する研究会」報告書を、2025年1月には「労働基準関係法制研究会」報告書を公表しました。その後も、複数の審議会・研究会で議論が段階的に重ねられ、最終的に法案として集約されるプロセスが進んでいます。

2025年末には「2026年通常国会への提出見送り」が報じられましたが、これは改正の後退や中止を意味するものではありません。高市内閣の方針のもと、より大規模で包括的な改正を前倒しで実現するための仕切り直しと捉えることができます。今後は、早ければ2026年後半の臨時国会への提出、2027年以降の施行というスケジュールが想定されます。

こうした検討の中心となるのが、厚生労働大臣の諮問機関である「労働政策審議会」です。同審議会は、賃金、労働時間、労働契約、災害補償、労働基準管家法制など、労働条件に関する重要事項を調査・審議し、答申を行います。7つある分科会の一つが「労働条件分科会」で、労基法を含む労働条件の基本的なあり方や、改正内容の具体化を担っています。

2025年1月に公表された「労働基準関係法制研究会」報告書では、「多様なキャリア形成のニーズや、拡大する新たな働き方に対応できるよう、労働者とコミュニケーションを図り同意を得た上で労働時間制度をより使いやすく柔軟にしてほしいという希望も見受けられる」「労使の選択を尊重し、その希望を反映させる必要がある」と指摘されています。

しかし、これは労使合意を前提に、労働時間規制を緩和し、法定基準の適用除外・調整する仕組みを拡大すること、いわゆる「デロゲーション（Derogation）」につながるものです。法定基準の代替や適用除外を広げることは、労基法が持つ強行法規性の放棄につながりかねない極めて危険な方向性であり、決して容認されるものではありません。

次回は、労働時間規制に関する議論をお伝えします。

第45回航空政策セミナーのご案内

■日時　2月7日（土）
13：00～17：00

■会場・オンライン併用開催
参加は各労組経由でお申し込み下さい

■プログラム
- 今後の事業計画の特徴（仮題）
- 航空各社の経営分析
- 各職種からの報告
- その他

主催：航空労組連絡会
☎03－3742－3251

外航、日本路線を増便

外航機が並ぶ中部国際空港

ANA2026輸送計画
国際線前年比105％

2026春闘

安全・安心につながる賃上げと職場改善を

1面からつづく

2月は寒さの厳しい時期ですが、各種イベントやセールにより旅客需要が喚起されます。3月29日からは夏季ダイヤ（3／29～10／25）が始まり、すでに日本路線の増便を発表している外国航空会社もあり、さらなる増便が予想されます。

ANAが発表した2026年の輸送計画では、国際線は前年比105％に拡大する一方、国内線は需要動向を見極めながら、増便・減便・運休を判断していくとしています。今春闘では、物価上昇を上回る賃上げもちろんのこと、業務量の増加に追いつかない人員・資格者不足の解消、時間短縮や多様な働き方の実現が重要な課題になります。

政府は、2030年訪日外国人旅行者数6000万人の目標達成や、国際競争力強化等の中期的観点から、首都圏空港をはじめ各地での空港で機能強化に取り組んでいます。特に成田空港では、2029年3月の第3滑走路が供用開始され、年間発着回数は年間50万回と、現行の約1・5倍に拡大します。一方で、人材面ではパイロットや整備士は、大量退職時代を迎える「2030年問題」を抱え、空港業務を支えるランドハンドリングは深刻な人材不足が続いています。

客室乗務員の働き方に直結する疲労リスク管理（FRM）の基準づくりも大詰めを迎えています。企業の事情に配慮するのでなく、客室乗務員の安全と健康が確実に守られる、実効性ある基準づくりが求められます。

航空の2026年は、国際線を中心に旅客需要が堅調に推移すること予想されており、それを支えるのは航空労働者です。安心・安全につながる賃金と職場改善を求め2026春闘も団結して取り組んでいきましょう。

SKY

団交出席は自己都合の業務外活動

自身の公休・有休で出席を従来の会社姿勢を転換

ジャパンキャビンクルーユニオン（JCU）は、スカイマーク（SKY）の客室乗務員の労働環境改善をめぐり、これまで会社側と交渉を重ねてきました。ところが昨年12月、突然、石嵜・山中法律事務所が「スカイマーク社から団体交渉等の対応を受任した」として、弁護士2名が団体交渉に出席し、威圧的とも受け取れる対応を行いました。この点については前号でお知らせしたとおりです。本号では、その後の状況について報告します。

JCUスカイマーク支部は、昨年12月22日付けで会社に団体交渉を申し入れました。これに対し、同月25日付で会社と法律事務所の連名による回答書が送付されてきました。回答書では、「貴組合からは、4名の組合員の勤務調整を求められておりますが、当社においては、社員の自己都合による業務外活動について、各社員において公休または有給休暇等によりスケジュール調整をして頂くこととしております。組合員におかれても、各人において自身の公休または有給休暇等によりスケジュール調整をして頂きます」とされています。

誘導路を走行するスカイマーク機

しかしSKYでは、これまで2年以上にわたり、組合員が団体交渉に出席できるよう会社が勤務調整を行ってきました。今回の回答は、今後は団体交渉への出席を公休や有休で対応するよう求めるものであり、従来の労務姿勢を転換する内容です。そもそも団体交渉は、憲法にも位置づけられた労使間の重要な行為であり、「社員の自己都合による業務外活動」と同列に扱うことは許されるものではありません。

さらに、会社が提示してきた1月の団交日程は、支部役員がフライト等により一人も出席できない日でした。職場の組合員が誰も参加できない状況で、どのように交渉を行うつもりなのか、また職場の声を聞く姿勢があるのか、会社姿勢が厳しく問われます。

12月の団体交渉では、代理人である弁護士が終始、法律論に持ち込もうとする姿勢を見せていました。しかし、企業が職場と向き合う際、法律だけですべて完結するわけではありません。企業の社会的責任や社会的モラル、乗客の視線、世論の動向など、さまざまな要素を踏まえた対応が求められます。近年は「ビジネスと人権」の観点からも企業姿勢が問われています。SKYはこれまで同様、職場の声に耳を傾け、誠実に向き合う姿勢を堅持すべきではないでしょうか。

「もう少し小さい声で、脅さないようお話し頂けませんか」

また、昨年12月の団体交渉では、代理人弁護士がたびたび大声を発し、威圧的と受け取れる場面がありました。支部役員が「もう少し小さい声で、脅さないようにお話し頂けませんか。怖いです」、「恐怖を感じます」と訴える場面もあり、これまでの団体交渉では見られなかった異様な状況でした。こうした対応は、労使が誠意をもって職場の問題を話し合うという、本来の団体交渉からは大きく逸脱しています。

なお、SKY内の他組合との団体交渉では、双方で日程調整を行い、誠意をもって対応する運用がなされています。出席者のスケジュール変更についても柔軟に対応しており、今回の対応との違いは、組合間差別と言わざるを得ません。

JCUはこの問題についてSKYに抗議するとともに、なぜ突然、勤務調整を行わなくなったのか、その理由を問う文書を1月8日付で送付しました。

現在、SKYの常勤役員は6名で、社長は内部昇格、代表取締役専務は元航空局長、専務・常務にはANA出身者が名を連ねています。運航の安全を確保するうえで、現場の声が経営に届く風通しの良い職場環境が不可欠であることは、十分認識しているはずです。

JCUスカイマーク支部は、こうした労務姿勢の転換に対して毅然と対応し、今後も組合員の声に寄り添いながら、職場環境の改善に取り組んでいきます。

航空機乗務員の宇宙放射線ガイドラン改訂

日乗連と航空連が意見書提出

原子力規制委員会では、航空機乗務員の宇宙線被ばく管理に関するガイドラインの改訂作業が進められています。これを受け、日乗連と航空連は連名で意見書を提出しました。

高高度を飛行する航空機

原子力規制委員会は12月22日、第3回放射線審議会航空機乗務員等の宇宙放射線防護検討部会を開催しました。当日は日乗連の代表が傍聴しました。

部会では、8月25日の第2回検討部会で出された中間とりまとめ案について説明が行われたほか、各委員の意見等を踏まえた論点整理が行われました。また、国際放射線防護委員会（ICRP）の勧告などの資料に加え、参考資料として日乗連・航空連の連名の意見書、定期航空協会からはアンケート調査結果が提出されました。

連名意見書では、①航空機乗務員の被ばく線量管理、②宇宙放射線による被ばく線量の評価方法の2点について意見を述べています。

1点目の被ばく線量管理については、ガイドラインにおいて防護の概念を「管理目標値」から「参考レベル」へ変更することにより、5ミリシーベルトを超える被ばくが容認されかねないとして、引き続き「管理目標値」または「基準値」すること。

2点目の宇宙放射による被ばく線量の評価方法については、外的要因により、同一路線であっても往路・復路や運航便ごとに飛行経路が大きく異なることから、「飛行経路、飛行高度、飛行時間を考慮した上」との文言を追記すべきであるとしています。

シリーズ　航空とインバウンド4000万人

2025年訪日外客4200万人突破

2026年は鈍化予想

日本政府観光局（JNTO）が発表した昨年12月の訪日外客数は361万7700人となり、前年同月比3・7％増と、12月としては過去最高を更新しました。また、2025年の年間訪日外客数は4268万3600人で、前年比では15・8％増となり、年間でも過去最高を更新、初めて4000万人を突破しました。

国・地域別でみると、韓国、台湾、マレーシア、タイ、欧米では米国、カナダを中心に増加しました。

訪日外国人旅行者による消費額も堅調に推移しています。観光庁の推計によると、訪日外国人旅行者の消費額（速報）は9兆4559億円で、前年同期比16・4％増となりました。国・地域別では、中国2兆26億円、台湾1兆2110億円、米国1兆1241億円、韓国9864億円、香港5613億円の順で、上位5カ国・地域で全体の62・2％を占めました。

一方、台湾有事をめぐる高市首相の国会答弁を受け、中国政府が自国民に日本への渡航自粛を呼びかけたことで、中国からの12月の訪日数は前年同月比45％減となりました。旅行会社のJTBは、2026年の訪日外客数について、前年比2・8％減の4140万人と予測しています。この減少は、中国・香港からの需要減が主な要因とされています。

3月29日からは夏季ダイヤ（3／29～10／25）が始まります。冬季スケジュールでは、国内外の航空会社128社（国内8社、外航120社）が国際定期便を申請し、週6240・5便と冬季としては過去最高を記録しています。この流れが夏季スケジュールも維持できるかは不透明です。今後の動向が注視されます。

（おわり）

安全会議だより 200

モバイルバッテリー

手荷物預け2023年2万件超

注意喚起 旅客への周知不十分

航空安全推進連絡会議（航空安全会議＝JFAS）では、毎年11月から12月にかけて安全アンケートを実施し、その結果を翌年の要請活動に役立てています。2025年のアンケート回答数は792通でした。羽田空港での衝突事故の影響により高い関心が寄せられ、1000通を超える回答があった2024年と比べると減少していますが、2023年とほぼ同程度の回答数となりました。アンケートにご協力いただいた皆さまに、この場をお借りして御礼申し上げます。

今回は、最近のホットトピックスの「モバイルバッテリー問題」を取り上げます。旅客が航空機内に持ち込むモバイルバッテリーについては、現在の対策に対する不安の声が、アンケートでも数多く寄せられました。

国内では、2025年7月以前からモバイルバッテリーを受託手荷物として預けないよう注意喚起が行われていました。しかし報道によると、2023年度には羽田空港だけで、モバイルバッテリーが受託手荷物として預けられていたケースが2万件を超えていたそうです。モバイルバッテリーを受託手荷物に預けてはいけない理由は、「万が一、発火した場合に旅客機の貨物室へ装備されている消火設備では対応できない」ということですが、この数字を見る限り、旅客への周知が不十分であることが分かります。

さらに2025年7月からは、客室内に持ち込まれるモバイルバッテリーの取り扱いが強化され、「客室内の棚の中へ収納することの禁止」や「常に目の届く場所で充電」となりました。しかし、これまで多くのモバイルバッテリーが受託手荷物として預けられていた実態を踏まえると、新しい運用が始まってまだ半年しか経過していないこと、また周知方法がホームページやポスター、機内での客室乗務員によるアナウンスに限られていることから、新しいルールが旅客に周知されているとはとても断言出来ないのが現状です。

また、モバイルバッテリーの客室持ち込みに関する制限は国や航空会社によって対応が異なることから、本邦航空会社の国内線・国際線に搭乗する海外旅客が日本のモバイルバッテリー持ち込み制限を正しく理解出来ているのか、という課題もあります。

モバイルバッテリーの取り扱いは、旅客だけでなく、客室乗務員や運航乗務員も対象です。近年では、業務で電子機器を使用することが一般的ですが、航空機内には充電ステーションが限られていることから、客室乗務員は空席の客席を利用して充電することがありま

写真上：機内ステーションからの充電
写真下：私物モバイルバッテリーからの充電

ITFニュース

ITF、米国のベネズエラ攻撃を非難

1月4日に起きた米国によるベネズエラへの軍事行動と大統領を拘束した問題は、国際法違反として各国から非難の声があがっています。国際運輸労連（ITF）は1月7日、「ベネズエラに対する軍事侵略を非難」する声明を出しました。声明の要旨を紹介します。

国際運輸労連（ITF）は、ベネズエラに対して行われた米軍の侵略に断固抗議する。今回の米国の行動は、事態を深刻化させることが憂慮され、国家主権、国際法、平和と民族自決の基本原則を明らかに侵害する行為だ。

米軍の攻撃により軍人と民間人が死亡しており、さらなる暴力と生命の損失を直ちに食い止める必要性が浮き彫りになっている。ITFのパディ・クラムリン会長は、「この行為はベネズエラの政治的、社会的安定を脅かし、中南米地域と世界の平和を危険にさらし、何百万もの無辜の人々の命と人権をも危険にさらす」と述べた。「いかなる武力介入も正当化はできない。米国の行動は、国際法を侵害し、民主主義とそれに伴う労働組合の権利や自由を損なうという点で、世界を揺るがす前例を作ることになる。ベネズエラの未来は、ベネズエラ国民が決定するべきだ」

「ITFは、敵対行為の即時停止とベネズエラの主権の尊重の即時回復を求める。特に、米国の行動は、ベネズエラの交通運輸労働者の権利と安全、ひいては経済や公共の福祉の継続的機能を支えるために、交運労働者があるいは私物のモバイルバッテリーを機内で保管または充電する場合も、一般旅客と同じルールが適用されます。つい見落とされがちになりますので、運航乗務員の皆さまも取り扱いには十分注意してください。

立派にみえるあだ討ちなんですが…

木挽町（こびきちょう）のあだ討ち

永井紗耶子 著

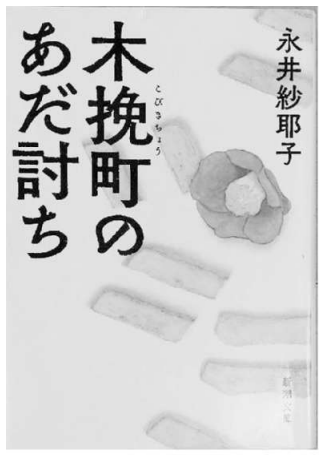

1月21日。今日は冷え込みが厳しい一日です。日本海側では大雪警報が発表され、「顕著な大雪に関する情報」も出されています。一晩で1メートルを越える雪が降る地域もあり、飛行機や高速道路、鉄道など交通機関にも大きな影響が出ています。「不要不急の外出は控えましょう」という呼びかけに従い、休日の私は自宅で過ごしています。

新聞やテレビでは、昨日、奈良地裁で言い渡された「安倍氏銃撃事件の山上被告に無期懲役判決」のニュースが繰り返し報じられています。検察の主張を全面的に認めた、被告に対する厳しい判決だと感じました。統一教会への高額献金によって家庭が崩壊し、家族の自死にもつながったという生い立ちを思うと、情状酌量があってもよかったのではないか、という思いが残ります。

さて本書ですが、年始に、あの「赤穂浪士の討ち入り」を思い浮かべながら、楽しく読ませていただきました。木挽町は、江戸時代に現在の銀座5丁目から7丁目付近に存在した地名で、木材職人の町であると同時に、芝居小屋が立ち並ぶ歌舞伎座の街としても栄えた場所です。

物語は、大晦日の夕暮れ、青年・伊能菊之助が父の仇である作兵衛を木挽町の芝居小屋裏で討ち取り、「国に錦を飾る」という展開から始まります。一見すると「立派な仇討ち譚」に思えますが、そこからどのような感動が生まれるの…。読み進めるうちに、その問いへの答えが見えてきます。続きは、本書で味わっていただきたいと思います。

読書のススメ

けしごむ

子どもが小さいころ、伊豆諸島の式根島へ何度か家族旅行に出かけました。海に湧く温泉や透き通った海も魅力でしたが、もう一つの楽しみが、夜になると民宿の屋上に寝ころんで空を見上げることでした。

星座に詳しいわけではありませんが、たまにすっと流れる流れ星を見つけると、思わず声をあげてしまったものです。そんな夜空の中で、星とは少し違い、ゆっくり動く光に気づいたことがありました。人工衛星です。

30年ほど前の話ですが、今では人工衛星の数がぐっと増えました。アメリカのスペースXが進めるスターリンクでは、1万基にのぼる人工衛星によって、地球上のほぼ全域で衛星インターネットが使えるようになっています。スマホに「圏外」と表示される場所でも、空さえ見えていれば通信できる時代になりつつあります。

とても便利な話ですが、その一方で気になる点もあります。人工衛星の反射光が天体観測の精度を下げたり、宇宙空間でのデブリ（宇宙ゴミ）の増加につながっていることが指摘されています。

地球環境を守る取り組みと合わせ、宇宙空間をどう守っていくかも考える必要があります。